

福島市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

1 指定の申請

- (1) 児童福祉法（以下、「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 により市長に申請する。
- (2) 指定を受ける対象は、福島市に所在する医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）とする。
- (3) 市長は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を、別紙様式 4 により申請者へ通知する。
なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。
ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。

2 変更の届出

- (1) 指定医療機関が、その名称及び所在地等、別紙様式 1 の内容に変更が生じた場合は、法第 19 条の 14 の規定に基づき、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 2 により、指定を受けた市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

3 指定の更新

- (1) 法第 19 条の 10 の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、別紙様式 3 により、市長に申請する。
- (2) 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式 5 により更新申請者へ通知する。

4 業務の休止等

指定医療機関は、児童福祉法施行規則（以下、「規則」という）第 7 条の 36 に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、別紙様式 6 により、速やかに市長に届け出なければならない。

5 指定の辞退

法第 19 条の 15 の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 7 により市長に申し出なければならない。

6 公表

市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基づきホームページを通じて公表する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の施行の際、現に作成されている従前の要領に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。